

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26. 4. 22 第 186 回国会第 8 号

4 月 22 日（火）、第 8 回の委員会が開かれました。

1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 54 号）

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、岡田内閣府副大臣、伊藤総務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人国民生活センター理事長 松本恒雄君

（質疑者及び主な質疑内容）

田畑裕明君（自民）

- ・ 昨年のホテルや百貨店等のメニュー表示偽装問題に関し、現在の景品表示法における消費者庁の指導監視体制について、森国務大臣に伺いたい。
- ・ 課徴金制度の導入について、これまでの答弁の内容の確認とともに、森国務大臣の決意を伺いたい。
- ・ 新たな制度により消費生活相談員を配置することに関し、地方消費者行政の体制強化及び消費生活相談員の処遇改善策を伺いたい。

浜地雅一君（公明）

- ・ 課徴金制度の導入に関し、メニュー偽装表示による消費者被害の回復手段として、消費者契約法を適用することが可能かについて、伺いたい。
- ・ 偽装表示による消費者被害の回復方法について、海外の事例を伺いたい。
- ・ 救急搬送に付き添ったホームヘルパーに簡単な病状さえも開示しない、個人情報保護法の本来の趣旨から外れた運用の在り方を心配している。消費者安全法の改正により設けられる消費者安全確保地域協議会では、見守り活動の中で得られた個人情報の共有や漏えい防止のために、どのような担保を設けているのか。

泉健太君（民主）

- ・ （独）国民生活センターが土日祝日相談窓口の電話回線数を削減する理由は何か。
- ・ 消費者ホットラインの電話番号 3 ケタ化の検討について、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 景品表示法に、不当表示によって得た利得に賦課する課徴金の導入に関し、これまでの検討状況、課徴金の算定方法等について伺いたい。

中根康浩君（民主）

- ・ 消費者庁が認可している特定保健用食品（トクホ）は、高額の開発費が掛かっていることもあり、普通の商品よりも価格が高くなっている。したがって、それに合った確かな効果・効能がなければならないと考える。トクホの正しい摂取の仕方とはどのようなものであると考えるか、森国務大臣に伺いたい。
- ・ 難消化性デキストリン（食物繊維）を含有する食品であれば、トクホの認可に当たり、必要十分な条件を満たしていると言い得るのか。
- ・ 1 日の摂取量が 3 回の食事に対して 3 本までと書かれているトクホの場合、目安以下の摂取では効果がないのか、また、目安通りに使用した場合、結構な金額になるが、それに見合う効果はあるのか。

大西健介君（民主）

- ・ 4 月 18 日に総務省から出された「消費者取引に関する政策評価の結果に基づく勧告」において、消費者被害対策に関する政府全体の目標や施策体系の不明確さ、地方消費者行政活性化交付金の効果に関する検証が不十分であること等を指摘された。森国務大臣は、これをどう受け止め、また、どのような方針で臨むのか。
- ・ 消費者庁から消費生活相談員の雇止めをなくすよう文書を出しても効果がないのは、自治体の人事の部署が総務省からの雇止めの通知を見ているからだと先般の参考人質疑で聞いた。非常勤職員であっても、実務経験を重視すべき消費生活相談員は別に扱うべきだということを総務省から通知すべきと考えるが、いかがか。
- ・ 新たに作る消費者安全確保地域協議会は、屋上屋を重ねるようなものとするのではなく、消費者教育推進地域協議会等既存のネットワークとの連携、活用を図るべきだと考えるが、森国務大臣はどうお考えか。

上 西 小百合君（維新）

- ・（独）国民生活センターの土日祝日消費生活相談業務に関し、（公社）全国消費生活相談員協会との間に委託契約を締結していることを巡る諸問題についての実情及び改善策を国民生活センターに伺いたい。
- ・使用されている食材について、消費者が代用食材であることを認識している等の場合、景品表示法に基づいて違法性を追及できるのか、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・スーパー等が賞味期限を本来の期限よりも短く設定しているために発生する食品ロスを防ぐため、賞味期限の算出方法を抜本的に見直す必要があると考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。

河 野 正 美君（維新）

- ・内閣府の「平成 25 年度消費者行政の推進に関する世論調査」等を踏まえ、商品やサービスの内容を消費者が正確に把握する上で、適切な表示や販売方法の重要性について、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・不当表示に対する措置命令を行うに当たり、健康食品や健康器具等その効果の実証に高い専門性を求められる製品についての調査方法を伺いたい。
- ・高齢化社会の進展に伴い、高齢者の消費者被害は重要な問題となっており、消費生活相談等の相談業務は非常に大切になってくると考えられるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

柏 倉 祐 司君（みんな）

- ・過疎地では医療・介護分野の見守り活動で精一杯であることが多く、消費者被害を防ぐための見守り活動に対しては、別途、インセンティブが必要であると考え。見守り活動に協力してもらう人たちに対するインセンティブは用意されているのか。
- ・課徴金制度に関し、景品表示法に設けようとしている一方で J A S 法には設けない理由、不実証広告に対す

る適用の是非、事業者に対する減免措置の在り方について、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・消費生活相談は、様々な分野について行われていることから、広域連携を活用し、各分野における適任の相談員を地域間で相補することで地方消費行政の充実が図れると考えるが、いかがか。

井 坂 信 彦君（結い）

- ・改正後の景品表示法第 7 条は事業者が講ずべき表示等の管理上の措置を定めているが、その禁止事項には、優良誤認表示だけでなく、有利誤認表示及び指定告示についても明記すべきではないか。
- ・最近ネット上のショッピングモール運営会社による二重価格表示が問題となったが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・4 月 18 日に総務省から出された「消費者取引に関する政策評価の結果に基づく勧告」では、P I O - N E T による注意喚起により被害件数が減少した一方、ネットへの消費者相談の登録の遅れによる注意喚起の遅延が指摘をされている。登録に時間がかかっている現状に対する是正策を伺いたい。

青 木 愛君（生活）

- ・改正後の景品表示法の施行により、消費者庁と農林水産省の併任となっている食品表示 G メンは、切れ目なく恒久的に業務が遂行できることとなるのか、農林水産省に伺いたい。
- ・景品表示法の執行に関する都道府県職員については質・量ともに増強が望まれるが、地方消費者行政活性化基金の活用による担当部署の強化に着手した自治体はあるのか。
- ・都道府県の地方消費者行政関連予算及び人員が減少傾向にあり、市町村任せにしている現状がうかがえる。この現状をどのように評価しているのか。また、都道府県の地方消費者行政について、何らかの数値的目標を掲げる必要があると考えるが、いかがか。